

公益社団法人日本図書館協会図書館運営委員会規程

(設置)

第1条 公益社団法人日本図書館協会定款（以下「定款」という。）第51条第1項及び公益社団法人日本図書館協会図書館設置運営規程（以下「設置運営規程」という。）第9条に基づき、公益社団法人日本図書館協会図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、公益社団法人日本図書館協会委員会通則規程第3条により定める。

(目的)

第2条 委員会は、設置運営規程第1条に定める図書館（以下「日図協図書館」という。）の円滑な管理・運営に関し、長期的な展望に立って、広い視野から検討するとともに、同規程第3条に規定する館長（以下「館長」という。）と協力してその運営に関与する。

(任務)

第3条 委員会は、設置運営規程第2条から第8条に定める日図協図書館の管理運営・サービスに関し、次の事項について、館長の諮問に応じ調査審議しその結果を答申するとともに、必要な場合には、委員会自ら意見を具申する。

- (1) 資料収集方針・計画及び収集方法の策定に関すること
- (2) 資料受け入れのための体制に関すること
- (3) 資料整理に関する方針及び目録作成の基本に関すること
- (4) 資料提供サービスに関すること
- (5) 管理・運営にかかる機械化、電子化に関すること
- (6) デジタルアーカイブに関すること
- (7) 資料保存（アーカイブを含む）に関すること
- (8) 展示会・講演会等事業に関すること
- (9) 本法人の活動部会・委員会等との連携協力に関すること
- (10) 国会図書館等外部図書館などとの連携協力に関すること
- (11) その他、日図協図書館の管理・運営に関すること

2 委員会は前項各号の事項について、館長と協力してその運営に関与する。

(組織)

第4条 委員会は、8名以内の委員をもって構成する。なお、委員の構成にあつては、定款第3条に規定する本法人の活動対象とする図書館の多様性に考慮することとする。

2 委員長及び委員の任命及び解職は、理事会の議決を経て理事長が行う。

3 理事長は委員の互選によって選出された者を委員長候補者として理事会に提案することができる。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あ

るときはその職務を代行する。理事長は委員の互選によって選出された者を副委員長候補者として理事会に提案することができる。

(委員の任期)

第5条 委員長・副委員長及び委員の任期は、定款第34条第1項に定める理事の任期と同一とする。

2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議事)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会に出席できない委員は、他の委員又は委員長に、予め通知された議事についてその議決権を委任することができることとし、この場合、その委員は出席したものとみなす。

5 委員会は、必要な場合には電磁的方法によって委員会を開催することができる。

(理事会に対する報告)

第7条 委員長は、委員会の活動を理事会に対して、委員会通則第10条第1項に基づき、毎事業年度終了後3か月以内に開催される定時代議員総会の1か月前までに、文書で報告しなければならない。また、委員長は、同条第2項に基づき、理事長又は理事会の求めに応じて、委員会の活動を理事長又は理事会に報告しなければならない。

(委員会の経費)

第8条 委員会の経費は、本法人の予算の範囲内でまかなう。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は平成31年3月1日から施行する。